

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

#### 千葉市条例第7号

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年千葉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「主任介護支援専門員（）」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修（以下この項において「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した者（附則第4項及び第5項において「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、この条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する日までの間に介護保

険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（次項から附則第5項までにおいて「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了しているものとみなす。

- 3 前項の規定によりこの条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、この条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。